

## 優秀査読者賞規程

1. 公益社団法人日本心理学会（以下、本学会という）定款第4条(6)に基づく優秀査読者賞（以下、本賞という。）は、本規程の定めるところによる。
2. 本賞は、「公益社団法人日本心理学会優秀査読者賞」と称する。
3. 本賞は、本学会の機関誌である心理学研究および Japanese Psychological Research の論文を査読した者の献身的かつ質の高い査読活動を顕彰することにより、査読への参加意欲を高め、機関誌に掲載される論文の質的向上を促進することを目的とする。
4. 本賞の対象は、原則として前年度に採択、不採択、取り下げとなった論文の査読者のうち、機関誌等編集委員会（以下、編集委員会という）の委員が推薦する候補者とする。ただし、編集委員会委員は対象外とする。
5. 本賞の授賞者数は若干名とし、該当者がいない場合は授賞を行わない。同一人物が連続して受賞することは妨げない。
6. 本賞は、査読者のうち、以下のいずれか、または複数に該当する者を選考して授与する。
  - (1) 優れた査読を行い、論文の質の向上に多大な貢献をした者
  - (2) 査読依頼に迅速に応じ、多数の査読を完遂した者
  - (3) 建設的かつ誠実な態度をもって、適切な査読を行った者
  - (4) その他、特に優れた貢献があった者
7. 本賞の選考は、編集委員会の委員長および副委員長、その他、編集委員会が特に必要と認めた者で行う。
8. 選考の細則は別に定める。
9. 本賞の受賞者は、総会、会報または Web ページにおいて公表する。
10. 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

1. 本規程は、2026年4月1日より施行する。